

財務諸表の注記（本部拠点区分に関して）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価法は移動平均法による原価法で行っています。
- (2) 固定資産の減価償却は定額法で行い、表記は間接法で行っています。
- (3) 退職給付引当金は新潟県社会福祉協議会の実施する退職金共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する部分を計上しています。

2. 重要な会計方針の変更

平成 27 年度から（新）社会福祉法人会計基準で会計処理を行っていますが、平成 26 年度までは（旧）社会福祉法人会計基準で会計処理を行っております。

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の共済に加入しています。この分の退職引当金の計上は行っておりません。

新潟県民間社会福祉職員退職積立基金に加入しています。この分の退職給付引当資産及び退職給付引当金は掛金累計額で計上しています。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

本部拠点区分が作成する財務諸表とサービス区分は以下の通りです。

- (1) 本部拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 本部
- (2) 本部拠点区分が作成する財務諸表等
 - ア 本部拠点区分財務諸表（第 1 号の 4 様式、第 2 号の 4 様式、第 3 号の 4 様式）
 - イ 本部拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙 3）及び、本部拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙 4）は本部拠点区分が 1 サービス区分のみのため省略します。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当事項はありません。

6. 会計基準第 3 章第 4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当事項はありません。

7. 担保に供している資産

該当事項はありません

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産は間接法で表記しているため省略します。

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当はありません。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当事項はありません。

11. 重要な後発事象

該当事項はありません。

**12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産
の状態を明らかにするために必要な事項**

該当事項はありません。